

中津市議会基本条例第 24 条の規定に基づく

## 第 1 回

# 中津市議会基本条例の検証と推進等に関する報告書 ～ 市民に開かれた政策議会の具現化に向けて ～



平成 30 年 6 月 20 日

中津市議会議会運営委員会

## 【目次】

1	はじめに	.....	2
2	検証の結果、推進する項目（まとめ）	.....	3 ～ 7
3	検証等の実施方法と経過	.....	8 ～ 10
4	先進地視察の概要	.....	11
5	議会基本条例検証結果項目表	.....	12 ～ 22
6	中津市議会基本条例と逐条解説	.....	23 ～ 32

### 中津市議会 議会運営委員会

委員長	山	影	智	一
副委員長	松	井	康	之
委員	今	井	義	人
委員	三	上	英	範
委員	村	本	幸	次
委員	角		祥	臣
委員	小	住	利	子
委員	中	村	詔	治
委員	大	塚	正	俊



## 1 はじめに

中津市議会では、平成 28 年 3 月に「中津市議会基本条例（以下基本条例という）」を制定しました。基本条例の目的は、前文及び第 1 章第 1 条により次の通りです。

- 1 多様な民意を的確に市政へ反映されるよう議論し、論点を明らかにし、開かれた信頼される活発な議会運営を行うこと
- 2 事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うこと
- 3 二元代表制の一翼を担う合議制の議事機関である議会の基本事項を定め、その役割と責務を明確にすること
- 4 地方自治の本旨に基づく中津市民の負託に応える議会を実現し、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与すること

基本条例制定から 2 年が経過した今、基本条例第 24 条及びその解説により、基本条例制定後の議会活動の検証と、更なる推進を図るため、議会運営委員会で協議を積み重ね、本報告書をまとめました。

報告書の作成にあたって、会派での協議と意見集約を踏まえ、議会運営委員会で議論を行いました。

また、5 月 14 日（月）、15 日（火）には、先進地である兵庫県加西市議会、岡山県井原市議会に行政視察で伺い、貴重な意見交換をさせていただきました。

今回の視察を踏まえ、各委員から 114 項目にわたる視察研修の報告事項と意見等が提出議論され、新たに 9 項目を推進項目として追加をしました。

議会改革は、終わりのない永続的な取り組みが必要です。今後、中津市議会が本報告書により、積極的に推進項目について検討・実行し、市民福祉の向上と市政発展のため、「市民に開かれた政策議会」として、更に進化していくことを期待し、報告書といたします。

平成 30 年 6 月 20 日

中津市議会 議会運営委員会  
委員長 山 影 智 一

## 2 検証の結果、推進する項目（まとめ）

議会基本条例第24条に基づく2年間の議会活動の検証と協議の結果、更なる議会の活性化に向けて、取り組むべき機関・組織等と推進項目を次のとおりとする。

なお推進にあたっては、各機関・組織で工程表を作成し、チェックシートで進捗状況を管理するとともに、検討することとしたことについては、次期改選（平成31年4月）までに方針を示す。また、総合的な推進管理及び調整については議会運営委員会で行い、今後、検討から実行になった場合、必要に応じて中津市議会基本条例等の条文条項の改正を随時行う。

### 【記号の説明】

☆：推進項目

検証作業で、意見集約された推進すべき項目

★：重点推進項目

検証によって、評価C（改善が必要）またはD（今後努力を要する）の項目で、特に推進すべき項目

◎：先進地（兵庫県加西市議会、岡山県井原市議会）視察により、推進すべきとした項目

## ■ 議 会

☆中津市議会基本条例に基づき、引き続き各条文・条項を遵守し、市民福祉の向上に努める。

## ■ 議長、議会事務局

### 【議会事務局スタッフの充実】

★議長等は、政策議会の実現に向けた事務局体制の確立を図るため、事務局職員の増員等について、検討を行い、執行部と協議を行う。（第15条）

## ■ 会長会

### 【議長・副議長の立候補「所信表明制度」の検討】

◎☆会長会において、議長・副議長の立候補の所信表明制度の導入について検討する。（第5条第1項）

### 【財政等の研修会の開催】

☆会長会において、全議員を対象とした財政状況や予算書の作り方、見方の研修会の開催を検討する。

また、各会派においても同様の研修を実施する。(第2条第1項)

★会長会において、議員研修計画を立てるとともに、必要に応じて開催をする。(第13条第1項)

★会長会にて、中津市議会災害対策会議設置規程等に基づき、訓練及び研修会等を実施する。(第21条)

### 【条例、申し合わせ事項等の不断の見直し】

☆議会運営委員会及び会長会等において、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や申し合わせ事項等の見直しを積極的に進める。(第2条第4項)

### 【政務活動費制度の適正な運用】

☆会長会にて、政務活動費の収支報告、視察研修報告書の公表方法・内容について、インターネット公開を含めて検討を行う。(第18条第1、2項)

☆会長会にて、会派の視察研修が、活かされるような視察研修報告書及び議会報告のあり方について検討を行う。(第4条)

## ■議会運営委員会

### 【議会基本条例の検証のあり方】

◎☆議会運営委員会において、議会基本条例の検証期間と方法、検証シートの作成の検討を行う。(第24条)

◎☆議会運営委員会において、議会基本条例の検証について、外部評価制度の必要性の有無と、あり方を検討する。(第24条)

### 【議会説明資料等の充実】

☆議会運営委員会にて、予算説明資料、政策説明資料の内容について検討し、執行部と調整を行う。(第2条第1項、第9条)

★議会運営委員会にて、事前説明を求める事項、項目、説明時期と方法について検討する。(第8条第1項)

### 【自由討議の活性化】

☆議会運営委員会にて、「自由討議」の運用改善に努めるとともに、議題を出しやすいように、テーマ提案用紙(ひな形)の作成等を検討する。(第2条第2項)

### 【条例、申し合わせ事項等の不断の見直し】

☆議会運営委員会及び会長会等において、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や会議規則、申し合わせ事項等の見直しを積極的に進める。(第2条第4項)

### 【政策議会の実現の取組み】

- ★議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、常任委員会、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。(第3条第6項)
- ★議会運営委員会にて、重要な政策等については、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるために、具体的な方法を検討する。(第8条第2項)

### 【一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実】

- ☆議会運営委員会にて、より効果的な論議が行われるよう、一般質問、議案質疑の質問時間及び答弁時間等のあり方を検討する。(第7条第1項)
- ★議会運営委員会にて、反問権のあり方について検討する。(第7条第2項)
- ★議会運営委員会にて、一般質問、代表質問、自由討議のあり方について随時協議を行い、改善していくとともに、各議員は政策提言や政策形成につながる一般質問等に努める。(第12条)

### 【常任委員会制度の充実】

- ★議会運営委員会にて、常任委員会制度の充実に向けて、下記参考意見を踏まえ検討を行う。(第11条第1項)
  - ・専門性を高めるために、常任委員会の任期2年制の導入
  - ・常任委員会の2日間の開催(例：現厚生環境委員会)
  - ・次期委員会の構成と、3常任委員会の場合の委員会日程の決定

### 【事務調査制度の活用】

- ★議会運営委員会、もしくは各常任委員会にて事務調査のあり方について検討する。(第11条第4項)

### 【参考人制度、公聴会制度の適正な運用】

- ★議会運営委員会にて、参考人制度、公聴会制度の具体的な運用方法(参考人等の手当て規定など)について検討する。(第11条第2項)

### 【議会図書室の充実】

- ★議会運営委員会にて、議会図書室のあり方及びタブレットの活用を見越した利用促進について先進地視察等を行い検討する。(第16条)

### 【常任委員会のインターネット中継】

- ◎★議会運営委員会にて、常任委員会のインターネット中継の実施を検討する。(第2条)

第3項)

## ■広報広聴委員会

### 【議会だよりの充実】

- ★広報広聴委員会にて、議会だよりの更なる充実について検討する。(第2条第3項)
  - ・議決や審査、議会活動の経緯や理由の説明などの掲載
- ★広報広聴委員会にて、議会だより等で、委員会審査の過程等の掲載を行う。(第11条第3項)
- ★広報広聴委員会にて、議会だよりの見直しとアンケート調査を実施し反映させるとともに、市民とのつどいの今後の開催方法について検討する。(第14条)

### 【インターネットの活用】

- ★広報広聴委員会にて、ホームページ、インターネットの積極的な活用の検討をする。(第2条第3項)
  - ・議会の各種会議、視察内容のリアルタイムでのアップを、議会事務局と事務的協議を進め検討を行う。
  - ・SNS等の検討は、その効果を検証するとともに、議会事務局と事務的協議を行う。

### 【意見交換会、「市民とのつどい」の開催】

- ★広報広聴委員会にて、引き続き市民、団体等との意見交換会等の開催に取り組む。(第11条第3項)
- ★広報広聴委員会にて、議会だよりの見直しとアンケート調査を実施し反映させるとともに、市民とのつどいの今後の開催方法について検討する。(第14条)
- ◎★広報広聴委員会で、市民との意見交換会にワークショップ形式を取り入れることを検討する。(第14条)
- ◎★広報広聴委員会にて、「中津市議会報告会及び意見交換会（市民と中津市議会とのつどい）実施要領」の見直しと、広報広聴委員会要領の制定を検討する。(第14条)

### 【広聴制度の充実】

- ◎★広報広聴委員会で、市民参加の議会とするため議会意見箱の設置やホームページからの提案募集を行うことを検討する。(第14条)
- ◎★広報広聴委員会で、議会に対する市民アンケートの実施を検討する。(第14条)

## ■各常任委員会

### 【自由討議による常任委員会の活性化】

- ☆各委員長は、常任委員会での自由討議が積極的に行われるよう委員会運営に努め、自由討議の実施要領の共通化を図るとともに、各委員も積極的に参加する。(第3条第3項)
- ☆各常任委員会においても、自由討議を積極的に行うよう努める。(第10条第1項及び第

2 項)

#### 【政策議会の実現の取組み】

★議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、常任委員会、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。(第 3 条第 6 項)

#### 【事務制度調査制度の活用】

★議会運営委員会、もしくは各常任委員会にて事務調査のあり方について検討する。(第 11 条第 4 項)

#### 【行政視察報告会の検討】

◎☆各委員会で、行政視察をより有意義なものとするため、視察実施後速やかに意見交換や内容を掘り下げるための行政視察報告会の検討を行う。(第 3 条第 5 項)

### ■各会派・各議員

#### 【財政等の研修会の開催】

☆会長会において、全議員を対象とした財政状況や予算書の作り方、見方の研修会の開催を検討する。また、各会派においても同様の研修を実施する。(第 2 条第 1 項)

#### 【政策議会の実現の取組み】

★議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、常任委員会、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。(第 3 条第 6 項)

#### 【一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実】

★議会運営委員会にて、一般質問、代表質問、自由討議のあり方について随時協議を行い改善していくとともに、各議員は政策提言や政策形成につながる一般質問等に努める。(第 12 条)

### ■各政策研究会等

#### 【政策議会の実現の取組み】

★議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、常任委員会、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。(第 3 条第 6 項)

### 3 検証等の実施方法と経過

自：平成30年2月15日 ～ 至：平成30年6月20日

○議会運営委員会開催回数 9回

○先進地視察：平成30年5月14日（月）～15日（火）

兵庫県加西市議会 岡山県井原市議会

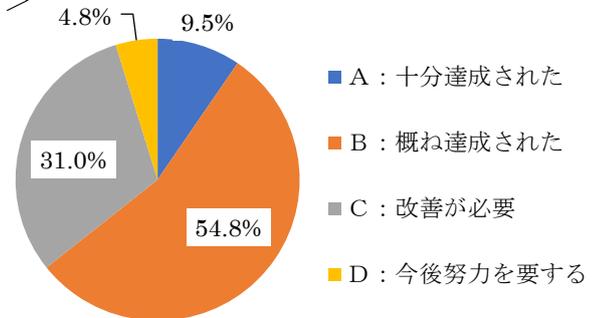
#### 【検証等の実施方法】

- ① 基本条例の条文条項ごとに、「条例施行後からの取り組みの結果」を踏まえ、各会派で下記の5段階で評価し、議会運営委員会で協議の上、次の通りの検証結果とした。

（詳細：議会基本条例検証結果項目表 P12～22）

<全評価項目数：47 有効評価項目数：42>

	項目数	構成比
A：十分達成された	4	9.5%
B：概ね達成された	23	54.8%
C：改善が必要	13	31.0%
D：今後努力を要する	2	4.8%
E：評価の該当なし	5	—



- ② 「各会派から意見と評価」を基に、項目ごとに、今後取り組むべき項目を【集約意見】、少数の意見で参考とすべきものを【参考意見】として仕分ける。
- ③ 【集約意見】を、今後どのように具体的に取組んで行くのか、実施機関、組織を定めて【推進項目】として決定する。
- ④ 先進地視察（兵庫県加西市議会、岡山県井原市議会）を踏まえ、検証等のあり方の比較検証を行い、見直し、追加推進事項等を協議し決定。
- ⑤ 議会基本条例の視察研修について、「視察研修報告書」を作成するとともに、本報告書「中津市議会基本条例の検証と推進等に関する報告書」を議会運営委員会において協議し作成。

## 【経過】

- 平成 30 年 2 月 15 日（木） 議会運営委員会
  - ・ 検証項目、方法、検証日程の提案と協議
  - ・ 各会派の意見集約 2 月 22 日
  
- 平成 30 年 3 月 5 日（月） 議会運営委員会
  - ・ 各会派からの検証項目評価と意見について協議
  - ・ 検証項目と今後の取組方法のまとめ方について確認
  - ・ 各会派の意見集約 3 月 12 日
  
- 平成 30 年 3 月 16 日（金） 議会運営委員会
  - ・ 各会派からの意見集約結果に基づく各条項の評価と今後の取組方法について協議
  - ・ 基本条例検証に伴う行政視察について
  
- 平成 30 年 3 月 23 日（金） 議会運営委員会
  - ・ 前回の委員会における確認事項による評価と推進項目について提案と協議
  - ・ 各会派の意見集約 4 月 13 日
  
- 平成 30 年 4 月 20 日（金） 議会運営委員会
  - ・ 各会派からの意見集約結果に基づく推進項目の確認と協議
  - ・ 基本条例検証に伴う行政視察の視察行程と視察項目の確認
  
- 平成 30 年 5 月 14 日（月）～15 日（火） 行政視察
  - ・ 14 日（月） 視察先 兵庫県加西市議会
    - ・ 議会基本条例の検証について
  - ・ 15 日（火） 視察先 岡山県井原市議会
    - ・ 議会基本条例の検証について
  
- 平成 30 年 5 月 29 日（火） 議会運営委員会
  - ・ 行政視察を経ての議会基本条例の検証について
  - ・ 各会派の意見集約 6 月 4 日

- 平成 30 年 6 月 8 日（金） 議会運営委員会
- ・行政視察を経ての議会基本条例検証に伴う推進項目について
  - ・視察研修報告書について
- 平成 30 年 6 月 13 日（水） 議会運営委員会
- ・中津市議会基本条例の検証と推進等に関する報告書（案）について
  - ・各会派の意見集約 6 月 18 日
- 平成 30 年 6 月 20 日（水） 議会運営委員会
- ・中津市議会基本条例の検証と推進等に関する報告書（案）についての協議、調整の上、決定



5 議会基本条例検証結果項目表

議会基本条例検証項目（検証結果）

議会運営委員会

評価（A:十分達成された B:概ね達成された C:改善が必要 D:今後努力を要する E:評価の該当なし）

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取組み方針(案)】
第1章 総則  (目的)	第1条 この条例は、中津市議会（以下「議会」という。）及び中津市議会議員（以下「議員」という。）の役割及び活動に関する基本事項を定めることにより、市長とともに二元代表制の一翼を担う合議制の議事機関である議会の役割を明確にし、議会運営を活性化するとともに市政における論点や課題等を明らかにし、地方自治の本旨に基づく中津市民（以下「市民」という。）の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。		E		
第2章 議会及び議員の活動原則  (議会の活動原則)	第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議会の活動は、概ね適正に行われている。</li> <li>●財政や予算内容の監視が十分できていない。</li> </ul>	B	<p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●執行部の予算説明資料のさらなる充実を求めるとともに、財政状況や予算書の作り方・見方の研修会を実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①議会運営委員会にて、予算説明資料の充実について協議を行う。</li> <li>②会長会において、全議員を対象とした財政状況や予算書の作り方、見方の研修会の開催を検討する。また、各会派においても、同様の研修を実施する。</li> </ul>
	2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、議員間相互の自由な討議を尊重し、政策形成に適切に反映させるため、政策立案、政策提言等を行うものとする。	●本会議での自由討議は議会ごとに取り組まれているが、テーマの設定や討議のあり方に少し課題がある。	B	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自由討議のテーマについては積極的に議題を出し合うように努める。</li> </ul> <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会派から提案された議題は、極力実施する。</li> <li>●政策立案という部分で不十分だと思われるため、一般質問の通告書に「政策立案・提言」欄を設ける。</li> </ul>	①議会運営委員会にて、「自由討議」の運用改善に努めるとともに、議題を出しやすいように、テーマ提案用紙（ひな形）の作成等を検討する。
	3 議会は、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うため、議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を市民に対して説明する責任を果たし、その方法としてインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）の活用にも努めるものとする。	●議会だより及びホームページを利用して、会議録などを含め、各種の情報公開に努めている。	C	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に対する説明責任においては、議会だよりのさらなる充実と共にインターネットの活用をもっと積極的に行う。</li> <li>●議会だよりの見直しを行い、議会の議決、審査又は議会活動の経緯や理由についての説明を掲載する。</li> <li>●ホームページについても常任委員会・特別委員会の開催内容や会派・常任委員会の視察内容をリアルタイムにアップしていくとともに、SNS等の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①議会だよりの見直しは、広報広聴委員会において、左記集約意見を踏まえ、更なる充実を検討し、実施する。</li> <li>②議会の各種会議、視察内容のリアルタイムでのアップについては、広報広聴委員会にて、議会事務局と事務的協議を進め検討を行う。</li> <li>③SNS等の検討は、広報広聴委員会にて、その効果を検証するとともに、議会事務局と事務的協議を行う。</li> </ul>

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
	4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、中津市議会会議規則(昭和32年中津市規則第4号)、中津市議会委員会条例(昭和32年中津市条例第20号)及び議会内での申し合わせ事項について絶えず見直しを行うものとする。	●必要に応じて条例改正や申し合わせ事項の見直しをおこなっている。	B		① 議会運営委員会及び会長会等にて、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や申し合わせ事項の見直しを積極的に進める。
	5 議会は、意見書、決議等により、国会又は関係行政庁への意見表明等を行うことができるものとする。	●意見書の提出状況 ○平成28年度 12件 ○平成29年度 13件 ●決議による意思決定 ○平成28年度 3件 ○平成29年度 1件	A		
(議長及び議員の活動原則)	第3条 議長は、議会の代表として、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。	●議長の活動は、適正に行われている。	A		
	2 議員は、本会議及び委員会を通じて、常に活発な意見発表に努めるものとする。	●議員の活動については概ね適正に行われている。	B	【参考意見】 ●全議員が、意見発表に向けて切磋琢磨する。	
	3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な討議を重んじるものとする。	●議員の活動については概ね適正に行われている。 ●本会議における自由討議は毎議会に実施できているが、委員会ではすべての委員会で実施できていない。	B	【集約意見】 ●すべての委員会において、テーマを設定し、積極的に自由討議を実施するよう努める。	① 各委員長は、常任委員会での自由討議が積極的に行われるよう委員会運営に努め、自由討議の実施要領の共通化を図るとともに、各委員も積極的に参加する。
	4 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握することに努めるとともに、それらを議論に反映することにより市民福祉の向上を目指すものとする。	●議員の活動については適正に行われている。	B		
	5 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表として相応しい活動をしなければならない。	●議員の活動については概ね適正に行われている。	B	【参考意見】 ●視察等により自己の研さんに努めているが、視察の成果を市政に反映できるよう、議員各自のさらなる努力が必要である。	
	6 議員は、議員による積極的な条例の提案等を行うよう努めるものとする。	●議員の活動については概ね適正に行われている。 ●平成29年第4回定例市議会で条例改正案1件を上程	D	【集約意見】 ●今後、議員による積極的な条例の提案を行うよう努める。 【参考意見】 ●議員提案による条例の制定に向けたプロジェクトの組織化と視察や策定に向けたマニュアルの周知を行う。 ●議会事務局に法規担当職員を配置する。	① 議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。
	7 議員は、議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。	●議員の活動については概ね適正に行われている。	B	【参考意見】 ●全体の奉仕者として、常に意識して活動する。	

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
	8 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。	●議員の活動については適正に行われている。	B		
(会派)	第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。 3 会派は、議会が政策立案、政策提言及び政策決定等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。	●すべての議員が会派を結成し、市政に反映すべく積極的に視察・研修を行い、その結果を有効に活用している。	B	【集約意見】 ●視察研修の報告書の取扱いについては検討の必要がある。 【参考意見】 ●会派の部屋が設けられるが、積極的な活用を図ること。 ●会派での取り組み内容のブラッシュアップが必要	① 会長会にて、会派の視察研修が、活かされるような視察研修報告書及び議会報告のあり方について検討を行う。
第3章 市民と議会の関係	第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民へ積極的に公開するものとする。	●一般質問等の議会資料や議決結果の報告、並びに各常任委員会における各種団体との意見交換会、「市民と中津市議会とのつどい」等をホームページに掲載し情報発信を行う。	B	【参考意見】 ●現在、本会議はインターネットの生中継と録画を観ることができ、ケーブルテレビでは後日1回だけ録画放送を観ることができるが、ケーブルテレビでの生放送の検討の必要がある。 ●議会中継を支所で見られるように市内の公民館、コミュニティーセンターでも観られるようにする。 ●ケーブルテレビでの議会報告を議長だけでなく、委員長も行う。	
	2 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。	●各委員会とも会議を原則公開としている。	B	【参考意見】 ●委員会での審議内容を市民に分かりやすくするために、議会だよりの委員会での審議内容の掲載と共にインターネットやケーブルテレビでの中継も検討する必要がある。 ●常任委員会の議事録の作成やライブ放送の実施について検討を行う。	
	3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	●請願については、請願者からの趣旨説明ができるようになり、意見陳述の実績もある。 【請願・陳情の受理状況】 ○平成28年は請願6件・陳情5件の受理(うち5件が参考配布) (請願者の意見陳述1件) ○平成29年は請願2件・陳情8件の受理(うち8件が参考配布) (請願者の意見陳述1件)	B	【参考意見】 ●請願制度と意見陳述制度のわかりやすい説明とPRが必要。	
	4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。		B		

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取組み方針(案)】
	5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、インターネット等の利用、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。		C		
第4章 市長等と議会の関係 (市長等との関係の基本原則)	第6条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。		E		
(一問一答による質疑応答等)	第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	●一問一答の方式で実施されているが、通告した項目を残している。	B	【集約意見】 ●一般質問、議案質疑の質問時間について、現在の質問と答弁併せて50分を質問時間のみの制限とするなどの検討を行う。	① 議会運営委員会にて、より効果的な論議が行われるよう、一般質問、議案質疑の質問時間及び答弁時間等のあり方を検討する。
	2 議会の会議及び委員会において、市長等及びそれらの委任又は囑託を受けた者並びに議員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。	●執行部による質問趣旨の確認のための反問が行われている。	C	【集約意見】 ●執行部の反問権の拡大に向けて調査研究を行うなど反問権のあり方を検討する。	① 議会運営委員会にて、反問権のあり方について検討する。
(政策等の監視及び評価)	第8条 議会は、政策、計画、事業等のうち、市民生活に重要な影響を与えるとして市長から議案が提案されたもの又は市がパブリックコメント手続を実施したもの(以下「重要な政策等」という。)について、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする現状、課題、対応策 (2) 他の政策案等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 政策等に掛かる財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用	●全員協議会の開催状況 ○大型公共施設建設事業の今後の方向性について(H28.5.19) ○第5次中津市総合計画策定の進捗状況について(H28.11.25) ○中津市民病院の小児医療体制について(H29.2.22) ○第3期行財政改革5ヵ年計画及び公共施設等総合管理計画について(H29.2.22) ●パブリックコメントを実施したすべての計画等に説明を受けていない。	C	【集約意見】 ●説明を必要とする事項の選別を行い、執行部に対しては早めの説明を求める。 【参考意見】 ●すべてのパブリックコメントについて、説明を受ける。	① 議会運営委員会にて、事前説明を求める事項、項目、説明時期と方法について検討する。
	2 議会は、前項に規定する重要な政策等については、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。		C	【集約意見】 ●議会から重要案件をピックアップするとともに、主要事業については、委員会ごとに政策評価を実施することを検討する。 【参考意見】 ●重要案件の審議を行うための事後評価シートの作成を執行部に求める。	① 議会運営委員会にて、重要な政策等については、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるために、具体的な方法を検討する。

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取組み方針(案)】
(予算又は決算における政策説明資料の作成)	第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29・30年度当初予算の説明資料を議案発送時に配布している。</li> <li>●平成29・30年度当初予算の審議をする際、執行部より議員に対し、3月議会の記者会見後に写真入りの詳しい施策別・事業別の政策説明資料を配布している。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会等で、事後評価シートに基づく審査とフローシートを作成し、実施に向けて執行部と協議する。</li> </ul> <p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●概ねできているが、引き続き詳しい資料と細かい説明を必要とするものがあるため、議案と一緒に記者会見資料の配布と本会議における資料1による詳しい説明の時、予算書のページを入れるよう執行部に求める。</li> </ul> <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●記者会見資料の後段資料の枚数を増やすよう執行部に求める。</li> </ul>	① 議会運営委員会にて、政策説明資料の内容について検討し、執行部と調整を行う。
第5章 自由な討議による合意形成	<p>第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員間相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員間相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由討議の実施状況</li> <li>※( )内は自由討議により決議した案件</li> <li>【平成28年度】</li> <li>○観光立市なかつを目指して</li> <li>○第五次中津市総合計画について</li> <li>○中津南高校耶馬溪校の存続に向けて (大分県立中津南高等学校耶馬溪校の存続及び魅力と特色のある学校づくりを求める決議)</li> <li>○中津市公民館条例に基づき設置された旧下毛の公民館の建て替え計画の策定を求めることについて (中津市公民館条例に基づき設置された旧下毛の公民館の建て替え等の計画の策定を求める決議)</li> <li>○中津市版地域包括ケアシステムのあり方</li> <li>○サイクリングロードを活用した更なる可能性</li> <li>○過疎地域を元気にするために</li> <li>【平成29年度】</li> <li>○日本遺産認定を地域振興に活かす</li> <li>○公民館のあり方</li> <li>○若者や女性などの幅広い層が立候補したくなる環境整備に向けて</li> <li>○子ども医療費の無償化に向けて (医療関係機関等の協力を得て、予防医学の拡充及び経済的支援を要する児童・生徒に対する医療費の無償化を実施するとともに、段階的に対象の拡大を行うことを求める決議)</li> <li>○議会だよりの改善について</li> </ul>	B	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会による自由討議を積極的に行うよう努める。</li> </ul> <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本議会の自由討議では、事前にテーマに関する調査・検討を行い、全議員が発言するように努めると共に更なるブラッシュアップが必要。</li> </ul>	① 各常任委員会においても、自由討議を積極的に行うよう努める。

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
第6章 委員会の 運営	第11条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。	●委員会の運営については概ね適切に行われている。	C	【参考意見】 ●専門性を高めるため委員の2年制を導入する。 ●委員会での活発な議論、討論に努める。 ●委員会の2日間開催の検討を行う。(厚生環境委員会の例による) ●次期改選後に3委員会のなった場合の委員会開催日程の検討。	①議会運営委員会にて、左記参考意見を踏まえ検討を行う。
	2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、重要な案件については特に慎重を期するために、参考人制度及び公聴会制度を活用して、利害関係を有する者、学識経験を有する者等から意見を聴き審査の参考とすることができる。	●制度を活用する案件がなかったため、参考人制度及び公聴会制度については、適用事例なし	C	【参考意見】 ●参考人制度、公聴会制度の活用が更に必要。	①議会運営委員会にて、参考人制度、公聴会制度の具体的な運用方法(参考人等の手当て規定など)について検討する。
	3 委員会は、市民に対し審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催することができる。	●委員会における審査の経過説明は今後の検討事項 ●各種団体との意見交換会の実施状況 【総務消防委員会】 ○地域おこし協力隊(H28.11.15) [参加人数:10人] ○中津市消防団幹部(H29.4.25) [参加人数:14人] 【文教経済委員会】 ○中津市しもげ商工会(H28.9.14) [参加人数:11人] ○PTA連合会(母親部会) (H28.9.23)[参加人数:50人] ○PTA連合会(役員・学校関係者) (H29.2.3)[参加人数:9人] 【建設農林水産委員会】 ○大分県農業協同組合北部事業部 (H28.10.31)[参加人数:10人] ○中津地区LPガス協議会 (H29.4.28)[参加人数:9人] ○大分県電気工事業工業組合中津支部 (H29.5.9)[参加人数:6人] ○中津支管工事協同組合、中津市公共下水道組合(H29.5.10) [参加人数:9人] 【厚生委員会】 ○中津市医師会(H28.10.27) [参加人数:9人] ○認可私立保育園協議会 (H29.1.23)[参加人数:13人] ○市内放課後児童クラブの運営者、指導員(H29.2.6) [参加人数:31人] ○中津市身体障がい者協議会 (H29.7.24)[参加人数:24人]	C	【集約意見】 ●議会だより等を活用し委員会での審査過程等を説明する。 【参考意見】 ●委員会ごとに、開催日数が異なっているため、最低限の開催回数を取り決める。(年3回以上) ●懇談会など市民の意見を聞く機会を多くするよう努める。 ●意見交換する対象の団体を広くする。(グループなどとも)	①広報広聴委員会にて、議会だより等で、委員会審査の過程等の掲載を行うとともに、引き続き市民、団体等との意見交換会などの開催に取り組む。

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
	<p>4 委員会は、市政の課題に適切かつ速やかに対応するため、専門性と特性を活かし、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮するよう努めるものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>●委員会、協議会として、随時事務調査が実施されている。</p>	C	<p>【参考意見】</p> <p>●所管する全ての施設の現地事務調査を年1回以上実施する。</p> <p>●新年度予算は、内容も量も多いので、事前説明があれば、わかり易い。</p>	<p>①議会運営委員会、もしくは各常任委員会にて事務調査のあり方について検討する</p>
<p>第7章 議会及び 議会事務局の体制 整備  (政策形成 機能の充 実)</p>	<p>第12条 議会は、政策形成機能を充実させるため、本会議において一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができる。</p>	<p>●一般質問の実施人数</p> <p>○平成28年第2回定例会 18人 ○平成28年第3回定例会 17人 ○平成28年第4回定例会 22人 ○平成29年第1回定例会 24人 ○平成29年第2回定例会 20人 ○平成29年第3回定例会 18人 ○平成29年第4回定例会 16人</p> <p>●代表質問の実施会派数</p> <p>○平成28年第3回定例会 3会派 ○平成29年第3回定例会 4会派</p> <p>※自由討議の実施状況については第10条の欄に記載</p>	C	<p>【参考意見】</p> <p>●執行部に取り組みの内容やデータを聞くだけでなく、議員としての政策提言や政策形成につながる一般質問に努める。</p> <p>●代表質問が形式的で一般質問化しており、継続の有無について検討する必要がある。</p> <p>●質問ではなく、議論をするようにする。</p>	<p>①議会運営委員会にて、一般質問、代表質問、自由討議のあり方について随時協議を行い改善していくとともに、各議員は政策提言や政策形成につながる一般質問等に努める。</p>
<p>(議員研修 の充実)</p>	<p>第13条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>●議員研修会の開催</p> <p>○わがまちの振興・活性化のために(九州周防灘地域議会連携協議会) 平成28年11月15日 (講師) 帝京大学教授 内貴 滋氏</p> <p>○情報セキュリティ・モラルについて 平成28年12月20日 (講師) 学校教育課 黒川 智子氏</p> <p>○適正な議員定数のあり方 平成29年7月11日 (講師) (株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦氏</p> <p>○ペーパーレスICT研修 平成29年8月9日 (講師) 東京インタープレイ(株) 金 煥寿氏</p> <p>○人権研修会(部落差別解消推進法について) 平成29年9月27日 (講師) 社会教育指導員 梅津 和彦氏</p>	B	<p>【参考意見】</p> <p>●議員から受けた研修の希望を募り実施する。そうすればもっと関心をよぶのでは。</p>	<p>①会長会において、議員研修計画を立てるとともに、必要に応じて開催をする。(※第2条と重複)</p>

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
	2 議員は、議長への届出により、会派を超えて市政の課題を研究する任意の政策研究会を設けることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策研究会の設置状況</li> <li>○ 地域振興政策研究会 (旧しもぎ政策研究会)</li> <li>【研究テーマ】</li> <li>・ 周辺地域における少子高齢化や過疎化などの問題解決</li> <li>・ その他周辺地域の諸問題の共有</li> <li>○ 友好都市交流推進研究会</li> <li>【研究テーマ】</li> <li>・ 太宰府市との友好都市再締結に向けた相互理解の推進及び締結後の都市間交流について調査研究を行い、実りある友好関係を目指すとともに韓国晋州市との友好都市に向けた対応について調査研究する。</li> <li>○ 企業誘致及び地域活性化調査研究会</li> <li>【研究テーマ】</li> <li>・ 近年の経済不況を鑑み、企業誘致による雇用の創出を図ると共に、若者の定住化による過疎対策、民間企業の活性化による正規雇用の促進等についての調査研究を行う。</li> <li>○ ペーパーレス議会政策研究会 ※平成29年12月20日解散</li> <li>【研究テーマ】</li> <li>・ 議会資料を一元化し業務全般の効率化、労務費など含めトータルコストの削減、市民への情報発信</li> </ul>	B	<p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究会の活動が停滞気味となっており、任意の研究会から議会のプロジェクトに格上げし、テーマを設定して組織を立ち上げる。</li> </ul>	
(広報広聴の充実)	第14条 議会は、広報広聴委員会を設置して多様な広報手段を活用し情報発信を行うとともに、多くの市民の意見や提案を把握するために広聴活動に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年4回「議会だより」の発行</li> <li>● 「市民と中津市議会のつどい」の実施状況</li> <li>○ 山国地区 (H28.11.16) [参加人数: 15人]</li> <li>○ 今津校区 (H28.11.16) [参加人数: 17人] ※上記2箇所についてはモデル的に実施</li> <li>○ 南部校区 (H29.4.22) [参加人数: 8人]</li> <li>○ 本耶馬溪地区 (H29.4.22) [参加人数: 11人]</li> <li>○ 三光地区 (H29.4.22) [参加人数: 31人]</li> <li>○ 北部校区 (H29.4.23) [参加人数: 17人]</li> <li>○ 耶馬溪地区 (H29.7.15) [参加人数: 15人]</li> <li>○ 小楠校区 (H29.7.22) [参加人数: ]</li> </ul>	C	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報広聴委員会で検討中であるが、議会だよりの構成の見直しや市民とのつどいの開催内容等について検討の必要がある。また、アンケート調査を実施し、意見や要望を取り入れる。</li> </ul>	① 広報広聴委員会にて、議会だよりの見直しとアンケート調査を実施し反映させるとともに、市民とのつどいの今後の開催方法について検討する。

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
		45人] ○鶴居校区(H29.7.23)[参加人数: 13人] ○豊田校区(H29.7.22)[参加人数: 23人] ○和田校区(H29.10.11)[参加人数: 42人] ○如水校区(H29.10.28)[参加人数: 6人] ○三保校区(H29.10.28)[参加人数: 36人] ○大幡校区(H29.10.28)[参加人数: 13人] ○沖代校区(H30.1.27)[参加人数: 14人] ○山国地区(H30.1.28)[参加人数: 38人] ○今津校区(H30.1.30)[参加人数: 28人]			
(議会事務局体制の充実)	第15条 議長は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実に努めるものとする。	●事務局職員の主な研修状況 <b>【平成28年度】</b> ○西日本市議会事務局研修会 ・地方議会の制度と運営をめぐる最近の動向 ○議員年金制度研修会 ・地方議会議員年金制度等 ○全国市議会事務局職員研修会 ・地方行政をめぐる最近の動向 ○大分県14市事務局職員研修会 ・議会活性化に関する事項の留意点について ○コンプライアンス研修 ○自治体法務基礎研修 ○ミッションマネジメント研修 <b>【平成29年度】</b> ○西日本市議会事務局研修会 ・地方議会をとりまく現状について ○全国市議会事務局職員研修会 ・地方行政をめぐる最近の動向 ○大分県14市事務局職員研修会 ・地方議会の制度と運営をめぐる最近の動向 ○定住自立圏構想に係る合同研修 ○法制執務研修	C	<b>【集約意見】</b> ●議会事務局体制の確立を図るため、事務局職員の増員等について検討を行う。 <b>【参考意見】</b> ●法規等の専門スタッフの確保、政策立案のため職員を増員する。 ●事務局の調査、政策法務、その他の機能の充実のためには職員の増が必要。	①議長等は、政策議会の実現に向けた事務局体制の確立を図るため、事務局職員の増員等について検討を行い、執行部と協議を行う。
(議会図書室)	第16条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	●「ガバナンス」、「地方自治」を定期購読 ●その他の図書等の購入実績なし	D	<b>【集約意見】</b> ●タブレットの活用をみこした利用促進の検討と議会図書室のあり方についての検討や先進事例の調査が必要である。 <b>【参考意見】</b>	①議会運営委員会にて、議会図書室のあり方及びタブレットの活用をみこした利用促進について先進地視察等を行い検討する。

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取り組み方針(案)】
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●小幡記念図書館、市役所4階図書室、議会図書室の蔵書の検索システムの確立を行う。</li> <li>●3か所の書籍の貸し借りが可能となるようにする。</li> <li>●必要な図書の購入とその活用を図る必要がある。</li> <li>●全国市議会旬報の特集についての学習をする。</li> </ul>	
第8章 政治倫理	<p>第17条 議員は、市政が市民の負託のもとに公平かつ公正に推進されるべきであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員としての禁止行為は「議会だより」で広報・周知している。</li> </ul>	A	<p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令を遵守し、禁止行為を行わないのはもちろん、日常生活においても議員として相応しい行動をとる。</li> </ul>	
第9章 政務活動費	<p>第18条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、その他の活動を行い、活動報告書及び収支報告書を公表するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会派及び議員の研修視察等は適宜実施されている</li> <li>●政務活動費の活動内容、収支報告は、「ホームページ」及び「議会だより」で公開している。</li> <li>●平成29年度分からは領収書についても公開することとしている。</li> </ul>	B	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●視察報告書の公表方法についてもネット上で公開するなど検討を行う必要がある。</li> </ul>	① 会長会にて、政務活動費の収支報告、視察研修報告書の公表方法・内容について、ネット公開を含めて検討を行う。
第10章 議員定数及び議員報酬 (議員定数)	<p>第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市政の現状、課題、将来の予測及び展望を十分に考慮し、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議会は、定数の改定に当たっては、人口、面積、財政力及び市の事業課題を勘案し、並びに類似する他市の議員定数と比較検討するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員定数は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年6月の議会運営委員会において、「次期改選時における議員定数について、平成30年3月議会までに結論を出す」と決定し、平成29年3月議会において、議員定数等調査特別委員会を設置し、11回にわたる会議や有識者を招いての議員研修会や市民との意見交換会の実施を行っている。</li> </ul>	A	<p>【集約意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●議員定数については議員定数等調査特別委員会での調査結果による条例改正により次期改選時からの議員定数を24名とすることに決定。</li> </ul>	① 平成30年第1回(3月)定例会にて、議員定数を、2名減の26名から24名に決定する。
(議員報酬)	<p>第20条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現段階では、議員報酬は妥当なものと判断し、検証は行っていない。</li> </ul>	E	<p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●若い人が立候補しやすい環境づくりという面では必ず話題になるため、他市の動向等を注視しながら時期が来たら改正の必要がある。</li> </ul>	
	<p>2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市民の意見を聴取し、適切な反映に努めなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、議員報酬に関しては、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報酬改定の議員提案は行われていない。</li> </ul>	E		

項目	条文	条例施行後からの取り組みの結果 (内容・できたこと・課題等)	評価	各会派からの意見と評価	推進項目【今後の取組み方針(案)】
第11章 災害時の 対応	第21条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、中津市議会災害対策会議設置規程に基づき対処するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中津市議会災害対策会議設置規程に基づき対処する。</li> <li>● 平成29年7月の九州北部豪雨の際には、中津市災害対策本部が設置されたことに伴い、規定に基づき正副議長協議を行ったが、被災状況等を勘案し、市議会災害対策会議の設置は見送った。</li> </ul>	C	<b>【集約意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に速やかに行動できるよう、年に一度、シミュレーションや訓練並びに研修会を行うことが必要である。</li> </ul> <b>【参考意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時には議員も対応の為、災害情報が必要であることから、市災害対策本部への問合せ等は極力控え、市議会としても対策拠点を決めて情報収集を行う。</li> </ul>	① 会長会にて、中津市議会災害対策会議設置規定等に基づき、訓練及び研修会等を実施する。
第12章 最高規範 性で見直し 手続 (最高規範 性)	第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。		E		
(議会及び 議員の責 務)	第23条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。		B	<b>【参考意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 任期開始後の速やかな研修についての検討が必要。</li> </ul>	
	2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。	● 選挙がなかったため実施していない。	B	<b>【参考意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 任期開始後の速やかな研修についての検討が必要。</li> </ul>	
(見直し手 続)	第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。	● 条例施行から2年経過時に条例に基づく本検証を行う。	B	<b>【参考意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 議会運営委員会による評価と合わせて、議員個人による自己評価を実施する。</li> </ul>	

## 6 中津市議会基本条例と逐条解説

### 【目次】

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 市長等と議会の関係（第6条―第9条）

第5章 自由な討議による合意形成（第10条）

第6章 委員会の運営（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第16条）

第8章 政治倫理（第17条）

第9章 政務活動費（第18条）

第10章 議員定数及び議員報酬（第19条・第20条）

第11章 災害時の対応（第21条）

第12章 最高規範性と見直し手続（第22条―第24条）

附則

### 前 文

平成17年3月1日、中津市と三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の1市3町1村の合併により新しい中津市が誕生した。

本市は、独立自尊や平等の精神、さらに地方分権を唱えた啓蒙思想家であり、かつ、慶應義塾の創立者でもある福澤諭吉翁のふるさとであるとともに、耶馬日田英彦山国定公園の一角を占める、歴史、文化、及び自然に恵まれた県北を代表する中核都市である。

中津市議会では、これまでも議会改革マニフェストをもとに様々な議会改革に取り組んできたが、多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた信頼される議会運営を行うことが求められている。

こうした中、二元代表制の下での議会の役割は、地方公共団体の意思決定機関であることを踏まえ、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性及び自立性の拡大が求められる中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな中津市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、中津市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、主権者である市民の負託に真摯に応えることを誓い、全議員の総意により議会における最高規範としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、中津市議会（以下「議会」という。）及び中津市議会議員（以下「議員」という。）の役割及び活動に関する基本事項を定めることにより、市長とともに二元代表制の一翼を担う合議制の議事機関である議会の役割を明確にし、議会運営を活性化するとともに市政における論点や課題等を明らかにし、地方自治の本旨に基づく中津市民（以下「市民」という。）の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

・市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の基本的な役割と、議会運営を活性化することで中津市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するという目的を定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視するものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、議員間相互の自由な討議を尊重し、政策形成に適切に反映させるため、政策立案、政策提言等を行うものとする。
- 3 議会は、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うため、議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を市民に対して説明する責任を果たし、その方法としてインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）の活用にも努めるものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、中津市議会会議規則（昭和32年中津市規則第4号）、中津市議会委員会条例（昭和32年中津市条例第20号）及び議会内での申し合わせ事項について絶えず見直しを行うものとする。
- 5 議会は、意見書、決議等により、国会又は関係行政庁への意見表明等を行うことができるものとする。

#### 【解説】

・市民を代表する議決・監視機関であることの自覚、市民の意見の反映と議員相互の討議の尊重による政策立案・政策提言、分かりやすい開かれた議会を行なうための説明責任の明確化と、その説明責任を果たす手段としてインターネット（ホームページ、ケーブルテレビ等）その他の高度情報通信ネットワークの活用にも努めることとしています。

・議会は、意見書・決議等により、国会または関係行政庁への意見表明等を行うことができると定めています。

### (議長及び議員の活動原則)

第3条 議長は、議会の代表として、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。

- 2 議員は、本会議及び委員会を通じて、常に活発な意見発表に努めるものとする。
- 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な討議を重んじるものとする。
- 4 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握することに努めるとともに、それらを議論に反映することにより市民福祉の向上を目指すものとする。
- 5 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表として相応しい活動をしなければならない。
- 6 議員は、議員による積極的な条例の提案等を行うよう努めるものとする。
- 7 議員は、議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。
- 8 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

#### 【解説】

- ・議会の代表者である議長の先導的な役割の明記及び議員間相互の自由な討議による課題の整理、市民の意見の把握による福祉の向上、そのための議員自らの能力向上のための活動義務及び議員自らの市民に対する説明責任(議会報告書の発行や議会報告の実施、インターネット等による情報発信)を明記しています。
- ・議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとしています。

### (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。
- 3 会派は、議会が政策立案、政策提言及び政策決定等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・会派は、同一の理念を持った議員集団で構成され、必要に応じて他の会派と合意形成に努めることを規定しています。

## 第3章 市民と議会の関係

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民へ積極的に公開するものとする。

- 2 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。
- 5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、インターネット等の利用、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

**【解説】**

- ・議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、請願及び陳情の提案者の意見聴取に努め、市民との意見交換の場を開催し市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとしています。
- ・議会広報紙の発行、インターネット等の利用、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努め、活動報告の意見を聴取することにより、議会運営の改善を図ることを定めています。
- ・議会は、議会報告会及び意見交換会を年1回以上開催することとします。

## 第4章 市長等と議会の関係

### (市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

**【解説】**

- ・市長と議員は、直接市民から選ばれます。議員で構成される議会（議事機関）と市長（執行機関、行政機関）が緊張関係を保ち、相互に抑制・均衡しながら、行政の運営に当たっていきます。

### (一問一答による質疑応答等)

第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 2 議会の会議及び委員会において、市長等及びそれらの委任又は囑託を受けた者並びに議員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

**【解説】**

- ・議会の会議における質疑応答は、市政上の論点、争点を明らかにするため、一問一答方式によりできる規定を定めています。

・議会の会議及び委員会において、市長等並びに議員は、議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長又は委員長の許可により、反問できる規定を定めています。

### (政策等の監視及び評価)

第8条 議会は、政策、計画、事業等のうち、市民生活に重要な影響を与えるとして市長から議案が提案されたもの又は市がパブリックコメント手続を実施したもの（以下「重要な政策等」という。）について、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする現状、課題、対応策
- (2) 他の政策案等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 政策等に掛かる財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項に規定する重要な政策等については、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

#### 【解説】

・市長から提案された市民生活に重要な政策やパブリックコメント案件について、公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図るため、政策を必要とする現状や課題、市民参加の実施の有無等の説明を求めることを定めています。

・また、財源措置や将来にわたる効果及び費用を求めることで、提出される政策の検証や市の財政に与える影響を考慮した審議を行うことが可能となります。

・議会は、政策の執行後における政策評価に資する審議に努めることとしています。

### (予算又は決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

#### 【解説】

・予算及び決算のより充実した審議を行うため、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるよう定めています。

## 第5章 自由な討議による合意形成

第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員間相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員間相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

**【解説】**

- ・ 議会は討議の場であるという原則から、議案等の審議又は審査においては、議員間相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めることとしています。
- ・ 議長及び委員長は、議員間相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならないと定めています。

**第6章 委員会の運営**

- 第11条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。
- 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、重要な案件については特に慎重を期するために、参考人制度及び公聴会制度を活用して、利害関係を有する者、学識経験を有する者等から意見を聴き審査の参考とすることができる。
  - 3 委員会は、市民に対し審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催することができる。
  - 4 委員会は、市政の課題に適切かつ速やかに対応するため、専門性と特性を活かし、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮するよう努めるものとする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、別に条例で定める。

**【解説】**

- ・ 市政に係る個別の課題は、委員会で具体的に調査研究され、審査されることから、委員会のあり方を具体的に定めています。
- ・ 付託された議案等の審査にあたって、重要な案件については参考人制度等を活用して、審査の参考とできると規定しています。
- ・ 市民に対し委員会での審査案件・経過・結果について説明を行うとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催できると規定しています。
- ・ 各常任委員会は、懇談会等を年1回以上開催するよう努めるものとします。

**第7章 議会及び議会事務局の体制整備**

**(政策形成機能の充実)**

- 第12条 議会は、政策形成機能を充実させるため、本会議において一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができる。

**【解説】**

- ・ 政策形成機能を充実させるため、本会議において一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができると規定しています。

- ・一般質問は、議員が市の一般事務について執行機関に対して行う質問です。
- ・代表質問は、会派を代表した議員が、市長の施政方針や予算編成方針に対して行う質問です。中津市議会では通常、第3回定例会（9月議会）で行うようにしています。
- ・自由討議は、議員間による討論を通じて二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、市政の課題についての認識を深めることや執行部に対し政策提言を行うことを目的としています。

### （議員研修の充実）

第13条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議員は、議長への届出により、会派を超えて市政の課題を研究する任意の政策研究会を設けることができる。

#### 【解説】

- ・議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化と会派を超えて市政の課題を研究する任意の政策研究会を設けることができると定めています。

### （広報広聴の充実）

第14条 議会は、広報広聴委員会を設置して多様な広報手段を活用し情報発信を行うとともに、多くの市民の意見や提案を把握するために広聴活動に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・積極的に情報発信を行うとともに、多くの市民の意見や提案を把握するために広聴活動に努めることとしています。
- ・広報広聴委員会は、議会広報紙の発行やホームページ、ケーブルテレビ等のあらゆる媒体を活用して積極的に議会情報を発信するとともに議会報告会や意見交換会を開催します。

### （議会事務局体制の充実）

第15条 議長は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・議会事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査、政策法務能力を高め、より良い事務局の体制を整えるよう努めることを規定しています。

### （議会図書室）

第16条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運

営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

**【解説】**

・議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理、運営し、資料等の充実に努めることを規定しています。

## 第8章 政治倫理

第17条 議員は、市政が市民の負託のもとに公平かつ公正に推進されるべきであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

**【解説】**

・議員は、市政が市民の負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めることを規定しています。

・議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議会活動を行っており、何よりも市民全体の代表者として、市民の信頼を損なわないよう行動しなければなりません。

※（別紙）中津市議会議員の政治倫理に関する条例

## 第9章 政務活動費

第18条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、その他の活動を行い、活動報告書及び収支報告書を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

**【解説】**

・会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行い、活動報告書及び収支報告書を公表するものと定めています。

・活動報告書及び収支報告書の公表については、「中津市議会政務活動費の交付に関する条例」に規定する4月1日から翌年3月31日までの交付に係る政務活動費について、収支報告書等の提出期限が4月30日までとなっていることから、公表できる時期については4月30日以降になります。

・なお、公表にあたっては議会広報紙やホームページで行います。

※（別紙）中津市議会政務活動費の交付に関する条例

## 第10章 議員定数及び議員報酬

### （議員定数）

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市政の現状、課題、将来の予測及び展望を十分に考慮し、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

- 2 議会は、定数の改定に当たっては、人口、面積、財政力及び市の事業課題を勘案し、並びに類似する他市の議員定数と比較検討するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員定数は、別に条例で定める。

**【解説】**

・議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市が抱える課題や市の将来予想、又は人口、面積などを勘案した上で、類似市との比較検討をするとともに、市民からの意見聴取に努めなければならないと規定しています。

※（別紙）中津市議会議員定数条例

**（議員報酬）**

第20条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

- 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市民の意見を聴取し、適切な反映に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員報酬に関しては、別に条例で定める。

**【解説】**

・議員報酬は、社会経済情勢、市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めることと規定しています。

・議員提案による報酬の改定に当たっては、市民からの意見聴取を行い、適切な反映に努めることとしています。

※（別紙）中津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

## 第11章 災害時の対応

第21条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、中津市議会災害対策会議設置規程に基づき対処するものとする。

**【解説】**

・議会は、地震、津波、豪雨その他の大規模災害等が発生した場合には、中津市議会災害対策会議設置規程に基づき、議会として市民の生命及び財産を守るための体制の整備を図るよう定めています。

## 第12章 最高規範性で見直し手続

**（最高規範性）**

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

**【解説】**

・議会基本条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃に当たって、この条例の趣旨を尊重することを定めています。

**(議会及び議員の責務)**

第23条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

**【解説】**

・議会及び議員は、本条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えることを定めています。

・議会は、議員に本条例の理念を再認識また浸透させるための研修を義務付けています。

**(見直し手続)**

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

**【解説】**

・本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付け、必要に応じ改正することを規定しています。

・議会基本条例の推進・検証等については、次年度の6月議会において議会運営委員会で行います。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



《なかつ・わくわくふれあい広場 平成 30 年 4 月 14 日供用開始》

## 大分県中津市議会

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3

TEL : 0979-22-1111

FAX : 0979-22-0394

[shigikai@city.nakatsu.lg.jp](mailto:shigikai@city.nakatsu.lg.jp)